

ほけんだより

平成28年4月27日
横浜市立白根小学校
保健室

新年度がスタートし、1か月が過ぎようとしています。新しい生活にも慣れるとともに、不安や緊張もかかえながら過ごしていることと思います。元気に学校生活を送るためにも、朝の登校前にお子さんの健康観察をお願いします。



=健康診断の目的について=

① 自分のからだについて知る

自分の体の成長や、どこか具合が悪いところがないかなどを知ることができます。

② 病気の早期発見と早期治療

さまざまな検査を通して、具合のよくないところを早く見つけることができます。また早く治療することにもつながり、病気の悪化を防ぐことができます。



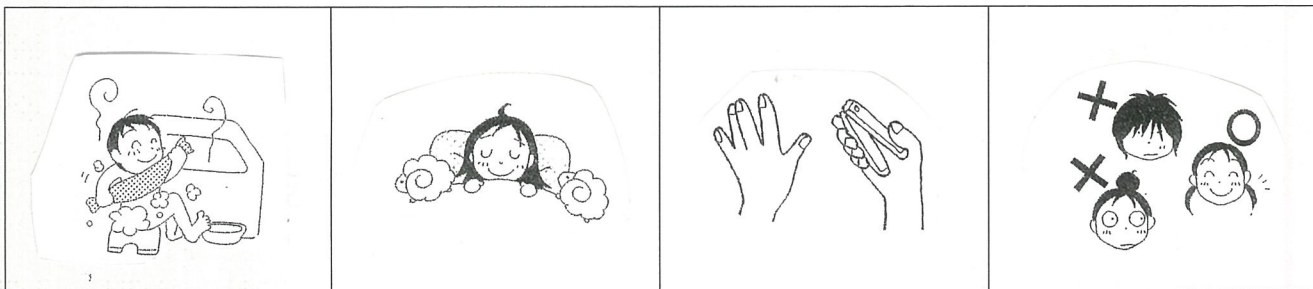
健康診断を受ける前に

お風呂に入って清潔に

早寝で体調を整える

つめを短く切る

長い髪はまとめる



<今年度から新しい検査内容が加わりました。>

今年度から学校保健安全法施行規則が変更になり、「運動器検診」が加わりました。運動器とは骨や関節、筋肉のことです。元気に活動ができるよう、動きにくいところや痛みのあるところを調べます。

「運動器検診」は、内科検診の中で診ていただきます。事前に保健調査票で記入していただいた8項目をもとに調べます。脊柱検査の3項目は従来の内科検診でも調べていました。以下の5項目が新しく追加になった内容です。

- ① しっかり肘を曲げることができる。肘を伸ばすことができる。
- ② 足の裏全体を床につけてしゃがめる。
- ③ 両腕を上げたとき、両腕が耳につく。
- ④ 体を後ろに曲げたときに痛くない。
- ⑤ 片足立ちで約5秒間ふらつかずに立てる。



＝学校感染症について＝

学校保健安全法に基づいて、お子さんが次のような学校感染症にかかった場合、集団への感染を避けるために一定期間は登校できなくなります。なおこの場合は欠席扱いになりません。出席停止扱いになります。

<おもな学校感染症>

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）
咽頭結膜熱（プール熱）、インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）
結核、流行性角結膜炎など



医師により学校感染症と診断された場合は、担任へ連絡してください。学校より「健康手帳」をお渡ししますので、登校時に①病院名、②医師に出席停止された期間、③保護者の方のサインを記入して担任へ提出をお願いします。

⑨ 「その他の感染症」の横浜市学校医部会の対応について

※その他の感染症とは、学校保健安全法施行規則第19条、20条より
溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、伝染性紅斑、手足口病、その他
医師が伝染するとみとめたものです。

横浜市学校医部会では、その他の感染症は当面の対応として流行の危険があまりないことから、「出席停止」ではなく、通常は「病気による欠席」として扱うとすることです。

ただし、万一流行のおそれがある場合は、その限りではありません。医療機関、学校医等が協議検討します。

色覚検査について



「色覚検査」は、学校保健安全法の法改正のため、平成15年度から実施しなくなりました。これは色覚異常と判別されても、支障なく学校生活を送れることが明らかになってきたことなどによるものです。ただし、色覚異常は、先天性のもので治療法がありません。将来職業・進路選択をする前に、色に対するお子さんの特性を確認するため、学校での簡易色覚検査を希望なさる場合は、各担任に連絡ください。対象は、今まで検査を受けたことのない児童です。